

大阪港振興協会定款

(昭和22年 7月10日制定)
(昭和26年 7月 7日制定)
(昭和32年 8月26日制定)
(昭和38年 8月17日制定)
(昭和44年 7月12日制定)
(昭和46年 8月19日制定)
(昭和50年 7月31日制定)
(平成元年 7月 7日制定)
(平成 4年 7月13日制定)
(平成10年 7月10日制定)
(平成17年10月13日制定)

第 1 条 本会は社団法人大阪港振興協会という。

第 2 条 本会の事務所は大阪市に置く。

第 3 条 本会は大阪港の振興発展に関する諸対策を推進し、もって大阪圏産業経済の発展と市民生活の向上に寄与するとともに、都市の環境整備に努めることを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 大阪港の修築、運営に関し、積極的かつ総合的に調査研究を行ない、その具体的方策を樹立して関係方面に建議進言し、これが実現を強力に推進する。
- (2) 現有諸施設の再開発の促進、ならびに環境改善対策の推進。
- (3) 大阪港振興に関する講演会、討論会、図書の刊行等による対市民宣伝活動。
- (4) 大阪港開港記念日の行事。
- (5) 大阪市の委託等を受けて実施する大阪港における諸施設の管理運営。
- (6) その他大阪港振興対策及び国際交流に関する諸対策。

第 5 条 本会は大阪港振興に関し本会の趣旨に協賛せる貿易、交通、運輸、倉庫、港運、建設業等の港湾関係業者並びにその他の有志を以って組織する。

第 6 条 本会の会員は次の2種類とする。

- (1) 正 会 員
- (2) 特 別 会 員

正会員は本会の趣旨に協賛せるものにして第8条の会費を納めるものとする。

正会員中、会社、団体会員であつて数口の会費を負担するものは理事会の決定する範囲内において若干名の正会員を指定することが出来る。

特別会員は本会の趣旨に協賛せる有識者中より理事会の推薦により加入するものにして会費を徴収せざるものとする。

第 7 条 本会の加入及び脱退は総べて理事会の決議による。

第 8 条 正会員は総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。既納の会費は返還しない。

第 9 条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------|-------|
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 5 名以内 |

理事 45名以上55名以内
(ただし、会長・副会長を含む)

監事 2名

第10条 理事及び監事は会員中より総会に於いて選出する。

会長、副会長は理事会に於いて選出し、総会に於いて承認を求めるものとする。

第11条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

副会長は会長を補佐し、会長があらかじめ定めた順位に従い、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行なう。

第12条 第9条に定める役員の任期は3年とする。但し再任又は重任を妨げない。

補欠又は増員のために選任した役員の任期は他の現任者の残任期間とする。

役員は辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第13条 本会は理事会の議を経て名誉会長及び顧問を置くことが出来る。

第14条 本会に事務局を設け、必要な職員を置く。事務局に関する事項は理事会の議を経て会長が之を定める。

第15条 総会は本会の最高の議決機関であり、毎年1回之を開き、予算及び決算その他重要事項を議決する。

前項のほか理事会に於いて必要と認めたときは臨時総会を開くことが出来る。

第16条 総会は会員の過半数の出席がなければ之を開会することは出来ない。

但し、やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は他の出席会員に表決の行使を委任することが出来る。この場合にはその会員は出席したものとみなす。

総会の議事は出席会員の過半数を以って之を決する。可否同数のときは議長が之を決する。

第17条 理事会は本会の執行機関であって総会決議その他本会の常務を執行し総会に対し責を負うものとする。

会長が緊急を要すると認むる時は理事会の決議を以って総会の決議に代えることが出来る。

前項の場合は次期総会に報告して承認を得るものとする。

第18条 理事会は理事の3分の2以上の出席がなければ之を開会することが出来ない。出席の委任は第16条を準用する。

理事会の議事は出席理事の過半数を以って之を決する。可否同数のときは議長が之を決する。

第19条 総会、理事会は会長之を召集しその議長となる。

第20条 会長は会の常務を処理するため理事中より専務理事1名、常務理事1名及び常任理事を若干名指名する。

専務理事及び常務理事は会長の指揮を受け第14条の職員を指揮して理事会の常務を執掌するものとする。

常任理事は会長の委任を受け会の常務を処理するものとする。

第21条 本会の経費は会費・寄付金品その他の収入を以って之に充てる。

第22条 寄付金の収受は理事会の決議によるものとする。

第23条 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

第24条 本定款の変更は総会の3分の2以上の決議によるものとする。

第25条 会長は理事会の議を経て、本定款の施行に必要な細則を設けることが出来る。